

意見提出手続

平成 31 年 4 月 24 日

市 民 の 皆 様 へ

旭川市長 西 川 将 人

使用料・手数料の見直し案に対する意見等の募集について

この度、旭川市では、平成 29 年 10 月に策定した『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針』（改訂版）に基づき、使用料・手数料の見直しを行い、平成 32 年 4 月から新料金等の適用に向け、見直し案を作成いたしました。

この使用料・手数料の見直し案に対する意見提出手続（パブリックコメント）を実施しますので、御意見や御提言をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

1 意見募集期間

平成 31 年 4 月 24 日（水）～ 平成 31 年 6 月 14 日（金）

2 意見募集のテーマ

「使用料・手数料の見直し案」に対する意見、提言など

3 添付資料

- ・意見提出手続用説明資料（資料 1）
- ・資料 2 使用料一覧
- ・資料 3 手数料一覧
- ・意見提出手続「意見書」

4 意見の提出先・お問合せ先

〒070-8525

旭川市 6 条通 9 丁目総合庁舎 9 階

旭川市総合政策部財政課

電話：（0166）25-5672 FAX：（0166）23-8217

電子メール：zaisei@city.asahikawa.lg.jp

## 5 意見の提出方法

別紙『意見提出手続「意見書」』に、ご意見等を記入の上、次の方法でご提出ください（使用できる言語は日本語のみとします）。

- |   |   |
|---|---|
| (1) 郵送又は持参  | ⇒ 〒070-8525<br>旭川市6条通9丁目総合庁舎9階<br>旭川市総合政策部財政課   |
| (2) ファクシミリ送信  | ⇒ (0166) 23-8217  |
| (3) 電子メール（Eメール）送信                                   | ⇒ zaisei@city.asahikawa.lg.jp   |
| ※「意見書」の書式（電子データ）は、旭川市ホームページの意見提出手続のページからダウンロードできます。 |   |
| (4) 電子申請  | ※旭川市ホームページの意見提出手続のページから直接ご意見を送信することができます。   |
| (5) その他   | 各支所（東部まちづくりセンターを含む）、各公民館の窓口に設置する『意見書提出箱』に投函いただくこともできます。<br>(各支所は出張所、各公民館は分館を除きます。)<br>※投函の際は、「意見書」を封筒に入れたり、4つ折りの上ホチキス止めするなど、表から氏名、住所等が見えないようお願いいたします。 |

※「意見書」の様式を使用しないでご意見を提出するとき（任意様式の場合）は、次の項目も必ずご記載ください。

- (ア) 氏名・住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地と代表者の氏名）
  - (イ) 意見提出者の区分～「意見書」の裏面をご参照ください。
  - (ウ) 施策の案の名称～『使用料・手数料の見直し案』と記載してください。

## 6 意見提出手続の結果について

お寄せいただいたご意見と、ご意見に対する市の考え方は、取りまとめを終え次第、公表いたします（氏名・住所等の個人情報は除きます）。

公表に関する書類は、財政課（総合庁舎9階）、市政情報コーナー（総合庁舎1階）、総合庁舎・第二庁舎・第三庁舎の各案内、各支所、各公民館、各住民センター・地区センター、東部まちづくりセンター、ときわ市民ホール、障害者福祉センター、総合体育館（リアルター夢りんご体育館）、忠和公園体育館、市民文化会館、大雪クリスタルホールなどで配布する予定です。

また、旭川市のホームページでもお知らせします。

〈様式第1号〉

## 意見提出手續「意見書」

年      月      日

(宛先) 旭川市長

## 住 所

氏 名

電話番号 ( ) —

〔 法人その他の団体にあっては、名称、事務所  
　・事業所の所在地と代表者の氏名 〕

施策の案の名称	使用料・手数料の見直し案
---------	--------------

(意見記入欄)

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

**【意見提出者の区分】**

1から5までのうち、該当するもの一つを丸で囲み、( )内に必要事項を記入してください。

- 1 市内に住所がある方
- 2 市内に事務所・事業所がある個人・法人・その他の団体  
〔事務所・事業所の名称  
所在地〕
- 3 市内にある事務所・事業所に勤務している方  
〔勤務先の名称  
所在地〕
- 4 市内にある学校に在学している方  
〔学校の名称  
所在地〕
- 5 意見提出手続に関する事案に利害関係がある方  
(利害関係の内容)

\* 意見記入欄として別紙を添付することができます。

\* 備考 この様式により難い場合は、この様式に準ずる別の様式を用いることができます。

# 使用料・手数料の見直し案

## に対するご意見を募集しています

意見募集期間

平成31年4月24日（水）～ **6月14日（金）** 締切

### この冊子の内容

○ 資料1 使用料・手数料の見直し案(概要)

- |           |     |
|-----------|-----|
| 1 これまでの取組 | …P1 |
| 2 今後の取組   | …P2 |
| 3 見直しの対象  | …P2 |
| 4 使用料     | …P3 |
| 5 手数料     | …P9 |

資料1は  
この裏のページから  
始まります。

○ 資料2 使用料一覧

○ 資料3 手数料一覧

# 資料1 使用料・手数料の見直し案(概要)

## 1 これまでの取組

平成17年2月

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針の策定

行政サービスを利用し利益を受ける方に、  
その利益に見合った応分の負担をしていただくことで、  
利益を受けない方との負担の公平性を確保するという  
「受益と負担の適正化」の考え方に基づきながら、  
使用料・手数料の適正な料金設定を行うため、  
『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針』を策定。

○取組指針の3本柱

- 柱①「コスト算定の明確化」「コスト負担割合の明確化」
- 柱②「減免取扱いの適正化」
- 柱③「定期的な見直し」

平成18年4月 使用料・手数料の改定料金適用

<使用料>専用使用料 52施設で改定等  
(増44, 減5, 無料化・有料化・廃止各1)  
個人使用料 25施設で改定等  
(増7, 有料化16, 他2)  
機械使用料 2施設で改定等  
<手数料>156項目で改定等  
(増102, 減12, 廃止37, 新設5)

(平成22年4月・平成26年4月の改定見送り)

平成29年10月

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)の策定

取組指針の策定から12年が経過したことから内容を見直し、平成29年10月に、『「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)』を策定。

「改訂版」の主なポイント

**柱①「コスト算定の明確化」「コスト負担割合の明確化」**

対象コスト :

直近年度の決算額 → 直近4か年度の決算額(平均)

無料施設の有料化 :

他都市の状況や費用対効果、政策的な判断を踏まえ検討

**柱②「減免取扱いの適正化」**

高齢者の減免規定を設けている施設

高齢者(70歳以上) 免除 → 減額(5割)

若者の団体が公益的・公共的な活動のために利用

減免なし → 減額(5割)(構成員の半数以上が30歳未満)

**柱③「定期的な見直し」**

4年を目途に必要な見直し(定期の料金改定を見送った場合や、特別な事情が生じた場合は、次の4年を待たずに見直しを行う。)

**その他**

改定料金は、改定前の料金の1.5倍を上限とする。

## 2 今後の取組

### パブリックコメント (4月24日～6月14日)

あわせて  
実施

全体説明会（市内5か所）  
個別説明会（各施設で実施）  
附属機関等への説明

～6月下旬 修正案のとりまとめ

～7月下旬 附属機関での調査審議など

～8月中旬 最終案のとりまとめ

9月 議会への関連議案の提案

2020年4月  
使用料・手数料の新料金等 適用

時期の例外（シーズンにあわせて適用）  
カムイスキーリンクス 2019年12月  
旭山動物園 2020年4月の新シーズン

## 3 見直しの対象

「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針（改訂版）の対象である使用料・手数料のほか、一部、対象外の使用料・手数料もこれに準じて料金算定を行い、あわせて見直します。

### 取組指針の対象の使用料・手数料

対象～「公の施設の使用料及び手数料」

※公の施設～住民の福祉を増進する目的で、  
住民の利用に供するために設置する施設

○使用料	専用使用料	95施設	1,240項目
	個人使用料	53施設	272項目
	機械使用料	2施設	84項目
○手数料	970項目		

### 取組指針の対象外の使用料・手数料

対象外～・法令等によるもので市独自の料金設定が困難なもの  
・収支計画に基づき算定されるもの など

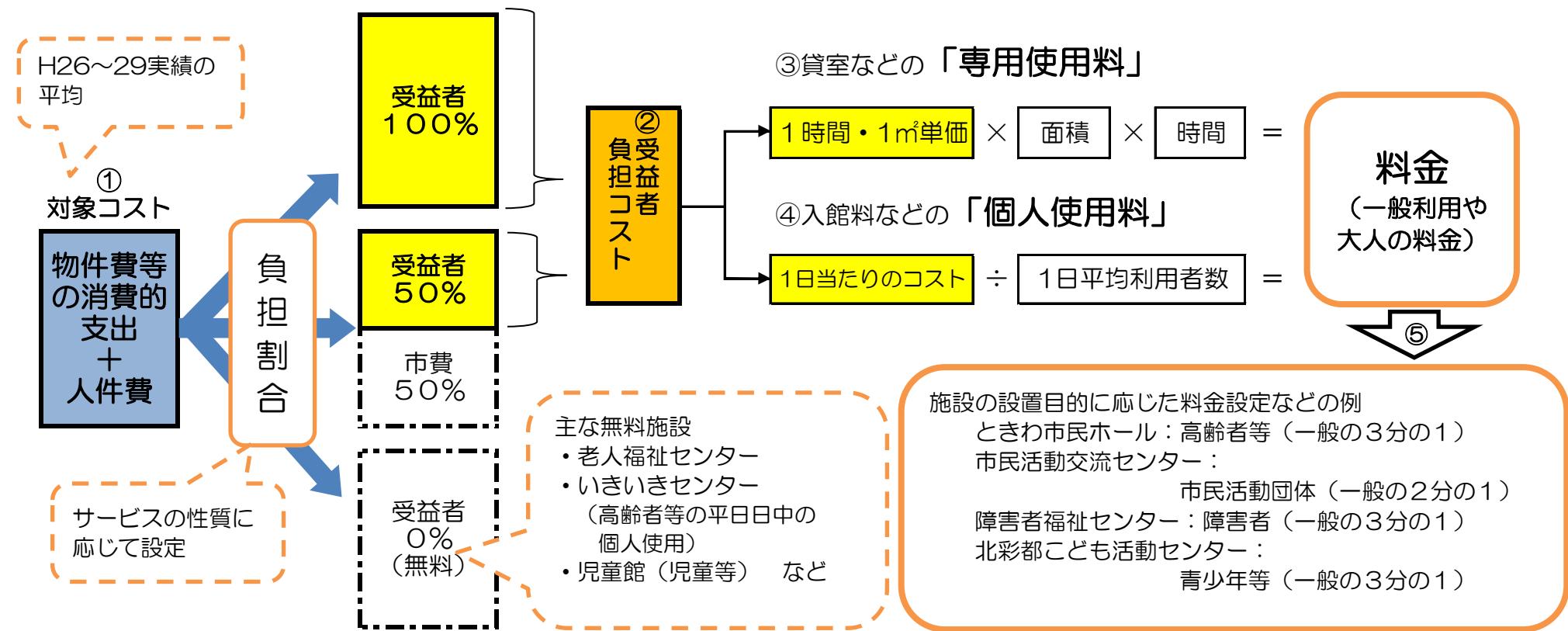
○使用料	専用使用料	2施設	11項目 (総合防災センター・北消防署)
	個人使用料	2施設	36項目 (旭山動物園・カムイスキーリンクス)
○手数料	11項目 (市立旭川病院文書料)		

# 資料1-3

## 4 使用料 (1) 算定

### 手順

- ① 過去4年（H26～29）の実績から施設の運営にかかった対象コストを算出します。
  - ② ①のコストのうち、サービスに応じて設定した受益者負担割合分が受益者負担コストとなります。
  - ③ 貸室などの専用使用料は、②から「1時間・1m<sup>2</sup>単価」を算出し、面積と時間を掛けて算定します。
  - ④ 入館料などの個人使用料は、②から「1日あたりのコスト」を算出し、1日平均利用者数で割って算定します。
  - ⑤ ③や④は一般利用の料金や大人料金です。施設によっては、施設の設置目的や利用者に応じた料金を設定します。  
なお、「機械使用料」は、手数料と同様に1件当たりの処理にかかった事務経費と人件費の合計から算定します。
- ※算定が1.5倍を超えても、改定料金は、改定前の料金の1.5倍を上限とします。



## 4 使用料 (2) 見直し内容 その1

### A 見直しによる増減 (全体)

	施設数	項目数	算定が1.5倍を超えるもの	改定案の内訳							
				増額		減額		変更なし	その他	廃止	
					うち新設等		うち新設等			削除	区分等見直し
専用使用料	97	1,251	392	534	(72)	427	(45)	21	47	57	165
個人使用料	55	308	192	255	(20)	15	(0)	26	0	3	9
機械使用料	2	84	20	66	(0)	5	(0)	0	0	13	0
合計	120	1,643	604	855	(92)	447	(45)	47	47	73	174

※2種類の使用料がある施設があるため、施設数の合計は一致しません。

#### 「増額」「減額」

～現行料金から増額又は減額となっているもの。  
区分等見直しによる新設等も含む。

#### 「その他」

～区分等の見直しにより利用者によって増減が異なるもの。

#### 「廃止(削除)」

～項目がなくなるもの。

#### 「廃止(区分等見直し)」

～区分等の見直しにより廃止するもの。

### B 種類ごとの増減

#### ア 地域集会施設 ～ 詳しい改定料金は 資料2 1~9ページをご覧ください

- 【施設】 ①農村地域センター（5施設），公民館（14施設）
- ②住民センター（4施設），地区センター（8施設），地区体育センター
- ③地域活動センター

#### 【増減】

	施設数	項目数	算定が1.5倍を超えるもの	改定案の内訳							主な施設	
				増額		減額		変更なし	その他	廃止		
					うち新設等		うち新設等			削除	区分等見直し	
専用	33	97	21	30	(30)	31	(31)	0	2	13	21	(増) 農村地域センター, 公民館 (減) 住民センター, 地区センター, 地区体育センター
個人	1	4	4	4	(0)	0	(0)	0	0	0	0	(増) 地区体育センター

※「その他」2項目は、利用者区分の見直しによるもので、増減は利用者によって異なる。

- 【主な見直し内容】 • 受益者負担割合を見直し、地域集会施設として統一料金等の導入

現 在：①受益者50%，②受益者100%，③受益者50%及び100%  
→見直し後：すべて受益者50%

## 資料1—5

### 4 使用料 (2) 見直し内容 その2

#### イ 他の集会施設 ~ 詳しい改定料金は 資料2 11~20ページをご覧ください

【施設】ときわ市民ホール、勤労者福祉会館、建設労働者福祉センター、市民活動交流センター、地区会館（2施設）

【増減】

	施設数	項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳						主な施設		
				増額		減額		変更 なし	その他	廃止		
				うち 新設等	うち 新設等	うち 新設等	削除			区分等 見直し		
専用	6	128	35	42	(0)	79	(0)	7	0	0	0	(増) 市民活動交流センター (減) ときわ市民ホール、勤労者福祉会館

#### ウ 文化施設・観覧施設 ~ 詳しい改定料金は 資料2 21~33ページをご覧ください

【施設】市民文化会館、公会堂、大雪クリスタルホール、博物館、科学館、中原悌二郎記念彫刻美術館、井上靖記念館、旭山動物園

【増減】

	施設数	項目数	算定が 1.5倍を 超えるもの	改定案の内訳						主な施設		
				増額		減額		変更 なし	その他	廃止		
				うち 新設等	うち 新設等	うち 新設等	削除			区分等 見直し		
専用	5	176	7	46	(4)	112	(0)	0	2	0	16	(増) 市民文化会館（大ホール）、公会堂（ホール） (減) 市民文化会館（会議室）、大雪クリスタルホール（国際会議場）
個人	5	57	12	56	(0)	0	(0)	1	0	0	0	(増) 博物館、科学館、中原悌二郎記念彫刻美術館、 井上靖記念館、旭山動物園

※「その他」2項目は、曜日区分の見直しによるもので、増減は曜日によって異なる。

【主な見直し内容】・市民文化会館（小ホール）、大雪クリスタルホール（コンサート室等）：平日と土日休日を同一料金に変更

【適用時期の例外】旭山動物園：2020年4月の新シーズンから

## 4 使用料 (3) 無料施設の有料化

現在、無料で利用できる施設のうち、有料化するのは次の施設です。

### パークゴルフ場

忠別広場  
永山橋左岸広場  
永山橋下流右岸広場  
両神橋下流右岸広場  
21世紀の森施設

### キャンプ場

春光台公園  
カムイの杜公園  
21世紀の森施設（3施設）

### 多目的広場

忠和公園  
カムイの杜公園

### テニスコート

カムイの杜公園

### 入浴施設

21世紀の森施設（森の湯）

## 4 使用料 (4) 減免の見直し

減免の見直しについては、次のとおりです。

70歳以上の観覧料：免除 → 5割負担

### 対象施設

博物館、科学館、中原悌二郎記念彫刻美術館、井上靖記念館

若者の団体（半数以上が30歳未満）が公益的・公共的な活動で利用：減免なし → 減額（5割）

次の施設で導入します。

### 対象施設

ときわ市民ホール、勤労者福祉会館、建設労働者福祉センター、勤労者体育センター、市民活動交流センター、市民文化会館（会議室）、大雪クリスタルホール（国際会議場の一部）、科学館（学習研修室）、ガーデンセンター

なお、次の施設では、条例で一般利用よりも低い料金設定があり、若者の団体も条件が合致すればその料金で利用可能です。

施設	対象	条例の料金設定
障害者福祉センター	障害者に対するボランティア活動を行っている者	一般料金の3分の1
北彩都子ども活動センター	青少年の健全育成又は子育て支援を目的として組織された団体	一般料金の3分の1
児童館	児童の健全育成を目的として組織された団体	無料
子ども総合相談センター	子どもの健全育成又は子育て支援のために使用する団体	一般料金の2分の1

## 資料2 使用料一覧

ア 地域集会施設	… 1
イ その他の集会施設	… 1 1
ウ 文化施設・観覧施設	… 2 1
エ スポーツ・レクリエーション施設	… 3 5

オ 産業施設	… 7 9
カ 福祉施設	… 8 9
キ 子育て支援施設	… 1 0 1

### ●「利用料金制」の施設の使用料

施設の管理は大きく分けて3種類あり、指定管理者が管理する施設のうち、利用料金制の施設では、指定管理者が条例の額を上限に市の承認を受けて料金を定めることができます。

#### ・管理者による違い

管理者	使用料・利用料金の額	使用料・利用料金の徴収
①市	条例の額	市の収入(使用料収入)
②指定管理者(使用料)	条例の額が上限	指定管理者の収入(利用料金収入)
③指定管理者(利用料金制)	※利用料金や減免等は、指定管理者が市の承認を受けて定める	※利用料金と市からの委託料等で運営

#### ・利用料金制の施設(H31.4.1現在)

地域集会施設	住民センター(4施設)、地区センター(8施設)、末広地域活動センター、東地区体育センター
その他の集会施設	ときわ市民ホール、勤労者福祉会館、建設労働者福祉センター、市民活動交流センター
スポーツ・レクリエーション施設	勤労者体育センター、カムイスキーリンクス
福祉施設	いきいきセンター(3施設)、近文市民ふれあいセンター、障害者福祉センター

## ○ 資料2の見方

### ● 増額・減額などの分類について

「増額」「減額」～現行料金より増額又は減額となるもの。※それぞれ区分等の見直しによる新設等も含みます。

「変更なし」～現行料金と同じもの。「その他」～区分等の見直しにより、利用者によって増減が異なるもの。

「廃止(削除)」～項目がなくなるもの。「廃止(区分等見直し)」～区分等の見直しにより廃止するもの。

### ● 算定料金が現行料金の1.5倍を超える場合

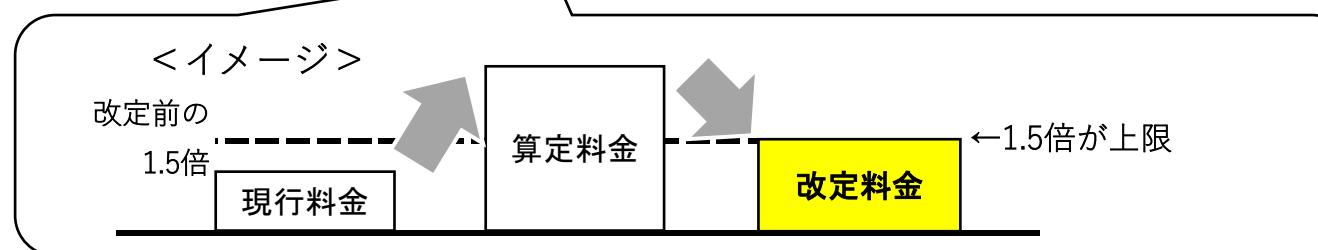
～「現行料金」と「改定料金」の間に「算定料金」を掲載しています。(例1)

なお、貸室などで複数の時間帯があるものは、1つの時間帯が1.5倍を超えていれば他の時間帯でも掲載しています。

1.5倍を超えない場合は、「算定料金」は掲載していません。(例2)

例 1	項目		現行料金	算定料金 (1.5倍以上)	改定料金		改定率
					(改 定 額)		
貸室 A	午前 (9:00～12:00)	500円	1,110円	750円	(+ 250円)	1.50倍	
	午後 (13:00～17:00)	750円	1,480円	1,000円	(+ 250円)	1.33倍	
	夜間 (18:00～22:00)	750円	1,480円	1,000円	(+ 250円)	1.33倍	

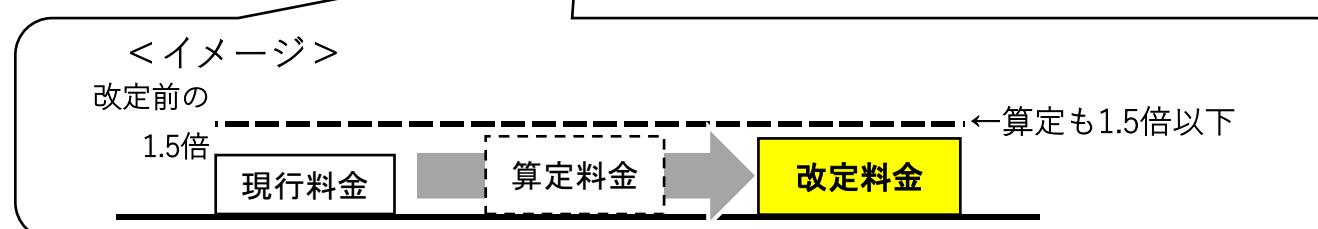
時間単価
250円
250円
250円



同じ部屋であれば、原則どの時間帯でも時間単価が同じになるよう設定します。そのため、改定率が時間帯によって異なる場合があります。

例 2	項目		現行料金	改定料金	(改 定 額)	改定率
貸室 B	午前 (9:00～12:00)	500円	600円	600円	(+ 100円)	1.20倍
	午後 (13:00～17:00)	750円	800円	800円	(+ 50円)	1.07倍
	夜間 (18:00～22:00)	900円	800円	800円	(△ 100円)	0.89倍

時間単価
200円
200円
200円



現行料金の設定によっては、同じ部屋でも、増額となる時間帯と減額となる時間帯がある場合があります。

## 資料2 使 用 料 一 覧

### ウ 文化施設・観覧施設

#### (1) 文化ホール

① 市民文化会館	22
② 公会堂	26
③ 大雪クリスタルホール	27

#### (2) 観覧施設

① 博物館	30
② 科学館	31
③ 中原悌二郎記念彫刻美術館	32
④ 井上靖記念館	32
⑤ 旭山動物園	32
⑥ 各施設共通券	33

## 資料2-22

### ウ 文化施設・観覧施設

#### (1) 文化ホール

<負担割合 (基本) > 市 50% : 利用者 50%

##### ① 市民文化会館 (7条通9丁目)

専用：1施設 81項目 [増額8, 減額68, その他1, 廃止 (区分等見直し) 4]

- ・大ホールは、他都市のホールの料金を参考に設定しています。
- ・小ホールは、曜日によって異なっていた料金体系を統一して設定します。
- ・小ホールの午前は、曜日によって増減が異なるため、「その他」としています。

The diagram illustrates the conversion of current fees to proposed fees for the Citizen Culture Hall. It consists of three main parts:

- Current Fees Table:** A grid showing fees for Large and Small Halls across different days and time periods.
- Proposed Fees Table:** A grid showing the converted fees, which are generally higher than the current fees, with some exceptions for the small hall's morning fees.
- Note:** A bracketed note states: "平日と同料金ですが、比較のため表示しています。" (The fees on weekdays are the same, but they are displayed for comparison.)

項目			現行料金
大ホール	平日	午前 (9:00~12:00)	14,700円
		午後 (13:00~16:30)	27,300円
		夜間 (17:30~21:00)	36,750円
		全日 (9:00~21:00)	70,350円
	土日・休日	午前 (9:00~12:00)	19,950円
		午後 (13:00~16:30)	32,550円
		夜間 (17:30~21:00)	42,000円
		全日 (9:00~21:00)	85,050円
小ホール	平日	午前 (9:00~12:00)	5,250円
		午後 (13:00~16:30)	9,450円
		夜間 (17:30~21:00)	11,550円
		全日 (9:00~21:00)	23,100円
	土日・休日	午前 (9:00~12:00)	7,350円
		午後 (13:00~16:30)	10,500円
		夜間 (17:30~21:00)	13,650円
		全日 (9:00~21:00)	27,300円

算定料金 (1.5倍以上)	改定料金 (改 定 額)	改定率
34,570円	<b>22,050円</b> (+ 7,350円)	1.50倍
40,330円	<b>27,680円</b> (+ 380円)	1.01倍
40,330円	<b>34,830円</b> (△ 1,920円)	0.95倍
115,250円	<b>81,960円</b> (+ 11,610円)	1.17倍
34,570円	<b>27,500円</b> (+ 7,550円)	1.38倍
40,330円	<b>33,440円</b> (+ 890円)	1.03倍
40,330円	<b>40,330円</b> (△ 1,670円)	0.96倍
115,250円	<b>99,720円</b> (+ 14,670円)	1.17倍
	<b>7,720円</b> (+ 2,470円)	1.47倍
	<b>9,010円</b> (△ 440円)	0.95倍
	<b>9,010円</b> (△ 2,540円)	0.78倍
	<b>25,740円</b> (+ 2,640円)	1.11倍
	<b>7,720円</b> (+ 370円)	1.05倍
	<b>9,010円</b> (△ 1,490円)	0.86倍
	<b>9,010円</b> (△ 4,640円)	0.66倍
	<b>25,740円</b> (△ 1,560円)	0.94倍

平日と同料金ですが、比較のため表示しています。

	項 目	現行料金
17	大会議室	午前（9:00～12:00） 4,830円
18		午後（13:00～16:30） 5,460円
19		夜間（17:30～21:00） 6,820円
20		全日（9:00～21:00） 13,650円
21	第1会議室	午前（9:00～12:00） 730円
22		午後（13:00～16:30） 840円
23		夜間（17:30～21:00） 940円
24		全日（9:00～21:00） 2,100円
25	第2会議室	午前（9:00～12:00） 2,100円
26		午後（13:00～16:30） 2,730円
27		夜間（17:30～21:00） 3,460円
28		全日（9:00～21:00） 6,820円
29	第3会議室	午前（9:00～12:00） 1,050円
30		午後（13:00～16:30） 1,360円
31		夜間（17:30～21:00） 2,100円
32		全日（9:00～21:00） 3,460円
33	第4会議室	午前（9:00～12:00） 2,100円
34		午後（13:00～16:30） 2,730円
35		夜間（17:30～21:00） 3,460円
36		全日（9:00～21:00） 6,820円
37	第5会議室	午前（9:00～12:00） 1,050円
38		午後（13:00～16:30） 1,360円
39		夜間（17:30～21:00） 2,100円
40		全日（9:00～21:00） 3,460円
41	和室	午前（9:00～12:00） 1,360円
42		午後（13:00～16:30） 1,680円
43		夜間（17:30～21:00） 2,410円
44		全日（9:00～21:00） 4,090円



	改定料金（改定額）	改定率
	<b>2,210円</b> (△ 2,620円)	0.46倍
	<b>2,580円</b> (△ 2,880円)	0.47倍
	<b>2,580円</b> (△ 4,240円)	0.38倍
	<b>7,370円</b> (△ 6,280円)	0.54倍
	<b>220円</b> (△ 510円)	0.30倍
	<b>260円</b> (△ 580円)	0.31倍
	<b>260円</b> (△ 680円)	0.28倍
	<b>740円</b> (△ 1,360円)	0.35倍
	<b>830円</b> (△ 1,270円)	0.40倍
	<b>970円</b> (△ 1,760円)	0.36倍
	<b>970円</b> (△ 2,490円)	0.28倍
	<b>2,770円</b> (△ 4,050円)	0.41倍
	<b>420円</b> (△ 630円)	0.40倍
	<b>490円</b> (△ 870円)	0.36倍
	<b>490円</b> (△ 1,610円)	0.23倍
	<b>1,400円</b> (△ 2,060円)	0.40倍
	<b>470円</b> (△ 1,630円)	0.22倍
	<b>550円</b> (△ 2,180円)	0.20倍
	<b>550円</b> (△ 2,910円)	0.16倍
	<b>1,570円</b> (△ 5,250円)	0.23倍
	<b>420円</b> (△ 630円)	0.40倍
	<b>490円</b> (△ 870円)	0.36倍
	<b>490円</b> (△ 1,610円)	0.23倍
	<b>1,400円</b> (△ 2,060円)	0.40倍
	<b>430円</b> (△ 930円)	0.32倍
	<b>510円</b> (△ 1,170円)	0.30倍
	<b>510円</b> (△ 1,900円)	0.21倍
	<b>1,450円</b> (△ 2,640円)	0.35倍

## 資料2-24

	項 目	現行料金
45 46 47 48	和室（舞台）	午前（9:00～12:00） 840円
		午後（13:00～16:30） 1,050円
		夜間（17:30～21:00） 1,680円
		全日（9:00～21:00） 2,730円
49 50 51 52	リハーサル室	午前（9:00～12:00） 1,360円
		午後（13:00～16:30） 1,570円
		夜間（17:30～21:00） 1,990円
		全日（9:00～21:00） 3,990円
53 54 55 56	第1楽屋	午前（9:00～12:00） 1,360円
		午後（13:00～16:30） 1,360円
		夜間（17:30～21:00） 1,360円
		全日（9:00～21:00） 3,250円
57 58 59 60	第2楽屋	午前（9:00～12:00） 730円
		午後（13:00～16:30） 730円
		夜間（17:30～21:00） 730円
		全日（9:00～21:00） 1,780円
61 62 63 64	第3楽屋	午前（9:00～12:00） 730円
		午後（13:00～16:30） 730円
		夜間（17:30～21:00） 730円
		全日（9:00～21:00） 1,780円
65 66 67 68	第4楽屋	午前（9:00～12:00） 840円
		午後（13:00～16:30） 840円
		夜間（17:30～21:00） 840円
		全日（9:00～21:00） 2,100円
69 70 71 72	第5楽屋	午前（9:00～12:00） 730円
		午後（13:00～16:30） 730円
		夜間（17:30～21:00） 730円
		全日（9:00～21:00） 1,780円



改定料金	(改 定 額)	改定率
<b>250円</b>	(△ 590円 )	0.30倍
<b>300円</b>	(△ 750円 )	0.29倍
<b>300円</b>	(△ 1,380円 )	0.18倍
<b>850円</b>	(△ 1,880円 )	0.31倍
<b>870円</b>	(△ 490円 )	0.64倍
<b>1,020円</b>	(△ 550円 )	0.65倍
<b>1,020円</b>	(△ 970円 )	0.51倍
<b>2,910円</b>	(△ 1,080円 )	0.73倍
<b>520円</b>	(△ 840円 )	0.38倍
<b>610円</b>	(△ 750円 )	0.45倍
<b>610円</b>	(△ 750円 )	0.45倍
<b>1,740円</b>	(△ 1,510円 )	0.54倍
<b>240円</b>	(△ 490円 )	0.33倍
<b>290円</b>	(△ 440円 )	0.40倍
<b>290円</b>	(△ 440円 )	0.40倍
<b>820円</b>	(△ 960円 )	0.46倍
<b>240円</b>	(△ 490円 )	0.33倍
<b>280円</b>	(△ 450円 )	0.38倍
<b>280円</b>	(△ 450円 )	0.38倍
<b>800円</b>	(△ 980円 )	0.45倍
<b>350円</b>	(△ 490円 )	0.42倍
<b>410円</b>	(△ 430円 )	0.49倍
<b>410円</b>	(△ 430円 )	0.49倍
<b>1,170円</b>	(△ 930円 )	0.56倍
<b>280円</b>	(△ 450円 )	0.38倍
<b>330円</b>	(△ 400円 )	0.45倍
<b>330円</b>	(△ 400円 )	0.45倍
<b>940円</b>	(△ 840円 )	0.53倍

	項 目	現行料金
73	第 6 楽屋	午前 ( 9:00~12:00) 420円
74		午後 (13:00~16:30) 420円
75		夜間 (17:30~21:00) 420円
76		全日 ( 9:00~21:00) 1,050円
77	第 7 楽屋	午前 ( 9:00~12:00) 1,360円
78		午後 (13:00~16:30) 1,360円
79		夜間 (17:30~21:00) 1,360円
80		全日 ( 9:00~21:00) 3,250円
81	展示室	全日 ( 9:00~21:00) 12,270円



改定料金	(改 定 額)	改定率
120円	(△ 300円 )	0.29倍
140円	(△ 280円 )	0.33倍
140円	(△ 280円 )	0.33倍
400円	(△ 650円 )	0.38倍
510円	(△ 850円 )	0.38倍
590円	(△ 770円 )	0.43倍
590円	(△ 770円 )	0.43倍
1,690円	(△ 1,560円 )	0.52倍
13,790円	(+ 1,520円 )	1.12倍

## 資料2-26

### ② 公会堂（常磐公園）

専用：1施設 24項目 [増額15（うち新設等4），減額9]

・ホールは、他都市のホールの料金を参考に設定しています。

・「楽屋1・2」を新たに貸室として設定します。

項目			現行料金
ホール	平日	午前（9:00～12:00）	6,300円
		午後（13:00～16:30）	10,500円
		夜間（17:30～21:00）	18,900円
		全日（9:00～21:00）	33,600円
	土日・休日	午前（9:00～12:00）	9,450円
		午後（13:00～16:30）	13,650円
		夜間（17:30～21:00）	23,100円
		全日（9:00～21:00）	42,000円
多目的室1			午前（9:00～12:00）
			840円
			午後（13:00～16:30）
			1,260円
多目的室2			午後（13:00～16:30）
			310円
			夜間（17:30～21:00）
			420円
楽屋1・2			全日（9:00～21:00）
			2,410円
			午前（9:00～12:00）
			310円
楽屋3			午後（13:00～16:30）
			420円
			夜間（17:30～21:00）
			420円
楽屋1・2			全日（9:00～21:00）
			840円
			午前（9:00～12:00）
			設定なし
楽屋3			午後（13:00～16:30）
			設定なし
			夜間（17:30～21:00）
			設定なし
楽屋1・2			全日（9:00～21:00）
			設定なし
			午前（9:00～12:00）
			490円
楽屋3			午後（13:00～16:30）
			700円
			夜間（17:30～21:00）
			700円
楽屋1・2			全日（9:00～21:00）
			1,340円
			午前（9:00～12:00）
			460円

算定料金 (1.5倍以上)	改定料金 (改 定 額)	改定率
15,570円	9,450円 (+ 3,150円 )	1.50倍
18,170円	15,750円 (+ 5,250円 )	1.50倍
18,170円	18,170円 (△ 730円 )	0.96倍
51,910円	43,370円 (+ 9,770円 )	1.29倍
15,570円	14,170円 (+ 4,720円 )	1.50倍
18,170円	18,170円 (+ 4,520円 )	1.33倍
18,170円	18,170円 (△ 4,930円 )	0.79倍
51,910円	50,510円 (+ 8,510円 )	1.20倍
	910円 (+ 70円 )	1.08倍
	1,060円 (△ 200円 )	0.84倍
	1,060円 (△ 200円 )	0.84倍
	3,030円 (+ 620円 )	1.26倍
	250円 (△ 60円 )	0.81倍
	300円 (△ 120円 )	0.71倍
	300円 (△ 120円 )	0.71倍
	850円 (+ 10円 )	1.01倍
	380円 【 新 設 】	
	450円 【 新 設 】	
	450円 【 新 設 】	
	1,280円 【 新 設 】	
	490円 (+ 30円 )	1.07倍
	570円 (△ 130円 )	0.81倍
	570円 (△ 130円 )	0.81倍
	1,630円 (+ 290円 )	1.22倍

③ 大雪クリスタルホール（神楽3条7丁目）

専用：1施設 64項目〔増額17、減額34、その他1、廃止（区分等見直し）12〕

・コンサート室、大会議室、レセプション室は、曜日によって異なっていた料金体系を統一して設定します。

・コンサート室の午前は、曜日によって増減が異なるため、「その他」としています。

項目			現行料金
1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24	コンサート室	平日	午前（9:00～12:00） 12,600円
			午後（13:00～17:00） 21,000円
			夜間（17:30～21:00） 25,200円
			全日（9:00～21:00） 52,500円
		土日・休日	午前（9:00～12:00） 15,750円
			午後（13:00～17:00） 25,200円
			夜間（17:30～21:00） 29,400円
			全日（9:00～21:00） 63,000円
	第1リハーサル室	午前（9:00～12:00）	1,570円
		午後（13:00～17:00）	2,410円
		夜間（17:30～21:00）	2,730円
		全日（9:00～21:00）	5,350円
	第2リハーサル室	午前（9:00～12:00）	840円
		午後（13:00～17:00）	1,360円
		夜間（17:30～21:00）	1,570円
		全日（9:00～21:00）	3,040円
	第1楽屋	午前（9:00～12:00）	730円
		午後（13:00～17:00）	840円
		夜間（17:30～21:00）	840円
		全日（9:00～21:00）	1,890円
	第2楽屋	午前（9:00～12:00）	730円
		午後（13:00～17:00）	840円
		夜間（17:30～21:00）	840円
		全日（9:00～21:00）	1,890円

改定料金	（改定額）	改定率
18,180円	(+ 5,580円)	1.44倍
24,240円	(+ 3,240円)	1.15倍
21,210円	(△ 3,990円)	0.84倍
63,630円	(+ 11,130円)	1.21倍
18,180円	(+ 2,430円)	1.15倍
24,240円	(△ 960円)	0.96倍
21,210円	(△ 8,190円)	0.72倍
63,630円	(+ 630円)	1.01倍
1,600円	(+ 30円)	1.02倍
2,130円	(△ 280円)	0.88倍
1,860円	(△ 870円)	0.68倍
5,590円	(+ 240円)	1.04倍
1,180円	(+ 340円)	1.40倍
1,580円	(+ 220円)	1.16倍
1,380円	(△ 190円)	0.88倍
4,140円	(+ 1,100円)	1.36倍
740円	(+ 10円)	1.01倍
980円	(+ 140円)	1.17倍
860円	(+ 20円)	1.02倍
2,580円	(+ 690円)	1.37倍
740円	(+ 10円)	1.01倍
980円	(+ 140円)	1.17倍
860円	(+ 20円)	1.02倍
2,580円	(+ 690円)	1.37倍

平日と同料金ですが、比較のため表示しています。

## 資料2－28

項目			現行料金	
音楽堂	第3楽屋	午前（9:00～12:00）	630円	
		午後（13:00～17:00）	730円	
		夜間（17:30～21:00）	730円	
		全日（9:00～21:00）	1,680円	
	第4楽屋	午前（9:00～12:00）	630円	
		午後（13:00～17:00）	730円	
		夜間（17:30～21:00）	730円	
		全日（9:00～21:00）	1,680円	
国際会議場	大会議室	平日	午前（9:00～12:00）	18,900円
			午後（13:00～17:00）	25,200円
			夜間（17:30～21:00）	33,600円
			全日（9:00～21:00）	70,350円
		土日・休日	午前（9:00～12:00）	23,100円
			午後（13:00～17:00）	30,450円
			夜間（17:30～21:00）	39,900円
			全日（9:00～21:00）	85,050円
	レセプション室	平日	午前（9:00～12:00）	15,750円
			午後（13:00～17:00）	21,000円
			夜間（17:30～21:00）	28,350円
			全日（9:00～21:00）	59,850円
		土日・休日	午前（9:00～12:00）	18,900円
			午後（13:00～17:00）	26,250円
			夜間（17:30～21:00）	33,600円
			全日（9:00～21:00）	71,400円
	第1会議室	午前（9:00～12:00）	940円	
		午後（13:00～17:00）	1,360円	
		夜間（17:30～21:00）	1,680円	
		全日（9:00～21:00）	3,150円	

改定料金	(改定額)	改定率
300円	(△ 330円)	0.48倍
400円	(△ 330円)	0.55倍
350円	(△ 380円)	0.48倍
1,050円	(△ 630円)	0.63倍
300円	(△ 330円)	0.48倍
400円	(△ 330円)	0.55倍
350円	(△ 380円)	0.48倍
1,050円	(△ 630円)	0.63倍
8,700円	(△ 10,200円)	0.46倍
11,600円	(△ 13,600円)	0.46倍
10,150円	(△ 23,450円)	0.30倍
30,450円	(△ 39,900円)	0.43倍
8,700円	(△ 14,400円)	0.38倍
11,600円	(△ 18,850円)	0.38倍
10,150円	(△ 29,750円)	0.25倍
30,450円	(△ 54,600円)	0.36倍
5,680円	(△ 10,070円)	0.36倍
7,570円	(△ 13,430円)	0.36倍
6,620円	(△ 21,730円)	0.23倍
19,870円	(△ 39,980円)	0.33倍
5,680円	(△ 13,220円)	0.30倍
7,570円	(△ 18,680円)	0.29倍
6,620円	(△ 26,980円)	0.20倍
19,870円	(△ 51,530円)	0.28倍
920円	(△ 20円)	0.98倍
1,230円	(△ 130円)	0.90倍
1,070円	(△ 610円)	0.64倍
3,220円	(+ 70円)	1.02倍

平日と同料金ですが、比較のため表示しています。

平日と同料金ですが、比較のため表示しています。

項 目		現行料金	
国際会議場	第 2 会議室	午前 ( 9:00~12:00)	1,050円
		午後 (13:00~17:00)	1,470円
		夜間 (17:30~21:00)	1,890円
		全日 ( 9:00~21:00)	3,570円
	第 3 会議室	午前 ( 9:00~12:00)	2,100円
		午後 (13:00~17:00)	3,150円
		夜間 (17:30~21:00)	3,990円
		全日 ( 9:00~21:00)	7,350円
	第 4 会議室	午前 ( 9:00~12:00)	1,050円
		午後 (13:00~17:00)	1,470円
		夜間 (17:30~21:00)	1,780円
		全日 ( 9:00~21:00)	3,460円



改定料金	(改 定 額)	改定率
<b>1,040円</b>	(△ 10円 )	0.99倍
<b>1,380円</b>	(△ 90円 )	0.94倍
<b>1,210円</b>	(△ 680円 )	0.64倍
<b>3,630円</b>	(+ 60円 )	1.02倍
<b>1,530円</b>	(△ 570円 )	0.73倍
<b>2,040円</b>	(△ 1,110円 )	0.65倍
<b>1,780円</b>	(△ 2,210円 )	0.45倍
<b>5,350円</b>	(△ 2,000円 )	0.73倍
<b>480円</b>	(△ 570円 )	0.46倍
<b>640円</b>	(△ 830円 )	0.44倍
<b>560円</b>	(△ 1,220円 )	0.31倍
<b>1,680円</b>	(△ 1,780円 )	0.49倍

### お問合せ先

①・② 社会教育部 文化振興課（市民文化会館）  
 ③ 社会教育部 文化振興課（大雪クリスタルホール）

☎ 25-7331

☎ 69-2000

## ○ 個別説明会の開催日程

個別説明の対象とする施設	日 時	会 場	お問合せ先
地域集会施設	5月22日(水) 14:00~	西神楽農業構造改善センター	
農村地域センター 住民センター 地区センター 地域活動センター 地区体育センター 公民館	5月22日(水) 18:30~ 5月25日(土) 10:00~ 5月27日(月) 10:00~ 5月28日(火) 14:00~ 5月28日(火) 18:30~ 5月29日(水) 13:00~ 5月29日(水) 18:00~ 5月30日(木) 13:30~ 5月31日(金) 18:30~ 6月 1日(土) 10:00~ 6月 3日(月) 18:30~ 6月 4日(火) 14:00~ 18:00~ 6月 5日(水) 14:00~ 6月 5日(水) 18:30~ 6月 6日(木) 18:00~	未広公民館 新旭川公民館 東鷹栖公民館 永山公民館 神楽公民館 愛宕公民館 春光台公民館 北星公民館 神楽公民館 東光公民館 永山公民館 中央公民館 神居公民館 東旭川公民館 若者の郷	公共施設 マネジメント課 ☎25-9836
※ 6月3日(月)は、いきいきセンター永山についても説明します。 ※ 6月6日(木)は、若者の郷についても説明します。			
若者の郷	6月 6日(木) 18:00~	若者の郷	農政課 ☎25-7417
ときわ市民ホール 勤労者福祉会館 建設労働者福祉センター 勤労者体育センター	5月28日(火) 14:00~	ときわ市民ホール	市民活動課 ☎25-6012
市民活動交流センター	6月 3日(月) 14:00~	同センター	
西神居会館	5月23日(木) 18:30~	同館	
嵐山中央会館	5月30日(木) 18:30~	同館	
市民生活館・近文生活館	5月31日(金) 15:00~	市民生活館	福祉保険課 ☎25-6425
いきいきセンター永山	6月 3日(月) 18:30~	永山公民館	
いきいきセンター新旭川	6月 4日(火) 18:30~	同センター	長寿社会課 ☎25-6457
いきいきセンター神楽	6月 5日(水) 18:30~	同センター	
近文市民ふれあいセンター	6月 7日(金) 18:30~	同センター	
障害者福祉センター	5月30日(木) 18:30~	同センター	障害福祉課 ☎25-6476
児童センター	5月23日(木) 18:30~	神楽児童センター	子育て支援課 ☎25-9847
北彩都子ども活動センター	5月24日(金) 18:30~	同センター	
子ども総合相談センター	5月29日(水) 18:30~	同センター	子ども総合相談センター ☎26-5500
スポーツ・レクリエーション施設	5月22日(水) 18:30~	フィール旭川7階	公園みどり課 ☎25-9705
公園施設 パークゴルフ場 キャンプ場など	5月27日(月) 18:30~	リアルター夢りんご 体育館(総合体育館)	スポーツ課 ☎25-3674 農林整備課 ☎25-7459
農業センター (農業センターの手数料含む)	5月22日(水) 18:30~	同センター	農業センター ☎61-0211
市民文化会館 大雪クリスタルホール	5月31日(金) 18:30~	大雪クリスタルホール	市民文化会館 ☎25-7331 大雪クリスタルホール ☎69-2000
中原悌二郎記念 旭川市彫刻美術館	5月30日(木) 18:30~	中原悌二郎記念 旭川市彫刻美術館	中原悌二郎記念 ☎46-6277 旭川市彫刻美術館
井上靖記念館			井上靖記念館 ☎51-1188
科学館 博物館	5月29日(水) 13:30~	科学館	科学館 ☎31-3186 博物館 ☎69-2004
旭山動物園	5月31日(金) 18:30~	東旭川公民館	旭山動物園 ☎36-1104
総合防災センター (コミュニティホール等)	5月24日(金) 15:00~	同センター	
北消防署 (附属体育館)	5月24日(金) 10:00~	同署	消防本部指令課 ☎33-9961

※ 各施設では、説明対象施設以外の説明は行いませんので、ご注意ください。